

電力専門委員会における検討内容等について（案）

1. 検討の必要性

（1）電力部門における温室効果ガスの削減の必要性

昨年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2℃目標を掲げるパリ協定が採択された。我が国はこれを受けて本年 5 月、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減することを目標とし、さらに 2050 年には 80%の削減を目指す地球温暖化対策計画を閣議決定した。2014（平成 26）年度における我が国の二酸化炭素排出量のうち、電力部門からの排出量（電気熱配分前の直接排出量）は、全体の約 4 割を占めている。電力は、あらゆる場面においてエネルギーとして使用され、間接的な二酸化炭素排出をもたらす、各排出部門における削減対策の実施にも大きな影響を及ぼすものであり、電力部門における着実な低炭素化、さらには脱炭素化を推進することは、極めて重要な取組である。

2030 年度の削減目標の達成のためには、平成 27 年 7 月に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発（株）、日本原子力発電（株）及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定した「電気事業における低炭素社会実行計画」に掲げられた 2030 年度の排出係数の目標 0.37kg-CO₂/kWh 程度を達成することが前提となっている。同計画の排出係数に係る目標の達成に向けた取組を促進する観点から、国及び独立行政法人等が、より低炭素な電気を率先して購入していくことが効果的であり、政府実行計画においては、2030 年度の温室効果ガス排出量を政府全体で 40%削減することを目標として掲げるとともに、「第四の 2 の(4)小売電気事業者との契約」において「**庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る**」こととされているところである¹。このため、環境配慮契約による低炭素な電気の購入のための方策、今後の環境配慮契約の方向性に関する検討が必要である。

（2）電力小売全面自由化に伴う影響

本年 4 月から開始された電力小売全面自由化に伴い、これまで規制対象となっていた契約電力 50kW 未満の低圧区分についても、小売電気事業者を自由に選択することが可能となった。また、小売電気事業者は登録制となり、従前の一般電気事業者や特定規模電気事業者に加えて、多くの事業者が登録を行っている状況にある（平成 28

¹ 環境配慮契約法第 5 条第 3 項において、「政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにすることと規定されている。

年6月16日現在310事業者)。

環境配慮契約法に基づく基本方針解説資料においては、電力の契約に関する契約方式の基本的な考え方として、「公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切りの設定に当たっては原則複数の電気事業者の参入が可能であることを確保」すること、「当該地域の実情を勘案しつつ、安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定」することとされている。

このため、電力小売全面自由化に伴う電気の供給を受ける契約に係る裾切り方式の具体的な運用方法等についての検討が必要と考えられる。

2. 検討の内容

(1) 契約電力 50kW 未満の施設等における環境配慮契約の具体的な運用のあり方に関する検討

電力小売全面自由化に伴い、契約電力 50kW 未満の国及び独立行政法人等の機関の施設における環境配慮契約の運用のあり方について検討を行う。検討に当たっては、小売電気事業者の国及び独立行政法人等の機関を対象とした電力供給の参入意向等について調査し、実態に即した環境配慮契約の運用方法等について検討する。

(2) 電力の小売全面自由化を踏まえた裾切り設定の考え方に係る検討

電力小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気を供給可能となったことを受け、公正な競争の確保（原則、複数事業者の参入）の観点を踏まえつつ、地域の実情を勘案した従来の「供給区域」を前提とした裾切り方式の運用の考え方について、整理・検討、及び必要な見直しを行う。検討に当たっては、小売電気事業者の参入状況や今後の参入意向等を踏まえた検討を行う。

- 原則複数の事業者の参入が可能な裾切り基準とすることに関する検討
- 地域ごとに裾切りを設定することの妥当性に関する検討

(3) 小売電気事業者の評価方法、裾切り要件の妥当性に係る検討

今後とも小売電気事業者の市場への参入増加が見込まれることから、公正な競争及び安定供給の確保を前提に、国及び独立行政法人等の機関が経済性に留意しつつ、より二酸化炭素排出係数の低い電気事業者と契約を締結するため、入札参加資格を付与する要件や評価方法（安定供給の観点、裾切り要素（必須項目、加点項目）、裾切り基準等を含む）について整理・検討、及び必要な見直しを行うとともに、再生可能エネルギーにより発電された電気の取扱等について、検討を行う。

また、基本方針解説資料では、「裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の購入者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を評価して加点することができる」こととされている。今般の電力小売全面自由化を受けて、加点項目化が望ましい追加的な事項がないか検討を行う。

- より低炭素な電気の購入のための裾切り要件の検討
- 再生可能エネルギーにより発電された電気の取扱等に係る検討
- 「電力の小売営業に関する指針²」に示された「望ましい行為」の加点項目としての取扱いの検討

3. 専門委員会の開催等

(1) 専門委員会のスケジュール等

電力専門委員会は、第1回検討会後に設置し、第2回検討会までに3回開催することとし、専門委員会のとりまとめ結果については、第2回検討会に報告する予定である。各回のスケジュール及び検討事項の案は、**資料5**に示したとおりである。

なお、本年度の検討において課題として残された項目等については、必要に応じ、来年度以降も継続的な検討を実施するものとする。

(2) 専門委員会委員

電力専門委員会は、本検討会の山地委員を座長とし、電気の供給を受ける契約に係る学識経験者、関連団体・事業者等の参画を予定している。電力専門委員会の委員は、次頁のとおりである。

² 経済産業省（平成28年1月）

平成 28 年度環境配慮契約法基本方針検討会
電力専門委員会委員名簿

- 秋山 一也 株式会社エネット経営企画部長
- 大野 輝之 公益財団法人自然エネルギー財団常務理事
- 小川 芳樹 東洋大学経済学部総合政策学科教授
- 小川 喜弘 電気事業連合会立地環境部長
- 高村 ゆかり 名古屋大学大学院環境学研究科教授
- 辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会常任顧問
- 藤野 純一 公益財団法人地球環境戦略研究機関上席研究員
国立研究開発法人国立環境研究所主任研究員
- 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授
- (座長) 山地 憲治 公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長

(五十音順 敬称略)